

新型コロナウイルス 県内の動き (※2月12日時点)

1/6

県下全域に「特別警戒警報」発令 【期間】1月7日～1月17日

▶県からの要請:

- ・県外との不要不急の往来を控える。(県外での会食の機会を避ける。)
- ・長崎市内での不要不急の外出を控え、人との接触を極力減らす。

1/16

「特別警戒警報」の継続を発表 【期間】1月18日～2月7日

▶県からの要請:

- ・不要不急の外出自粛。
- ・県外や離島地域との往来は、真にやむを得ない場合を除き、自粛。
- ・在宅勤務を推進し、出勤者の半減への協力。
- ・飲食店等を対象に、20時までの営業時間短縮を。 ※期間 1月20日～2月7日

長崎市に県独自の「緊急事態宣言」発令 【期間】1月18日～2月7日

▶県からのお願い:

- ・飲食店に加え、運動施設、遊技場等の営業時間短縮への協力。
- ・県有施設における開館時間短縮、イベントの中止。

2/5

長崎市と佐世保市以外の「特別警戒警報」と長崎市の「緊急事態宣言」を2月7日をもって解除すると発表

▶県からのお願い:

- ・県外との不要不急の往来は、引き続き自粛を。(3月7日まで)
- ・長崎市、佐世保市では、不要不急の外出自粛。(2月21日まで)

大村市の経済対策

(※2月12日時点)

市は、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた市内の事業者などに対し、緊急経済対策としてさまざまな支援を行いました。

※予算の上限に達し、受け付けを終了している場合があります。

観光・飲食業支援

本市に事業所を置く、観光事業者等(ホテル・宿泊業事業者、旅行会社、団体向け宴会場を有する飲食店、土産物店)に対して、雇用維持のための補助。

※申請受け付け終了

■観光振興課(内線242)

テイクアウトの推奨

飲食店が取り組んでいるテイクアウトを推奨するため、タクシーを利用した配送サービスに対しての補助。昨年実施した「ステイHomeタクシー」の第2弾を実施。

【実施期間】3月21日(日)まで(予定)

■商工振興課(内線249)

大村産品を活用した県外在住の本市出身学生への生活応援

緊急事態宣言が発出され、帰省を自粛している県外在住の学生に対し、大村産品を活用し、生活応援を目的とした「大村～つながるプロジェクト」の第2弾を実施。

【実施期間】2月まで(予定)

■地方創生課(内線286)

